

白河市広報白河広告掲載取扱要綱

平成17年白河市告示第3号

改正 平成20年白河市告示第93号
令和5年3月1日要綱第53号

(趣旨)

第1条 この要綱は、広報白河に掲載する広告の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の基準)

第2条 広報白河に掲載することができる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 公共性、公益性又は品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 法令等に違反し、又は違反するおそれのあるもの
- (3) 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に関するもの
- (5) 児童及び青少年の健全な育成を害するもの
- (6) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業若しくは同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む業種又はこれらに類する業種
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員がその活動のために利用するもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、広報白河に掲載する広告として適当でないとして市長が認めるもの

(掲載の位置)

第3条 広告を掲載する位置は、表紙及び最終ページを除く各ページの下1段とする。

(広告料)

第4条 広告料は、掲載1回につき、次の各号に掲げる掲載箇所の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 各ページの下1段（横178ミリメートル、縦42ミリメートル） 2万4,000円
- (2) 各ページの下1段の2分の1相当（横86ミリメートル、縦42ミリメートル） 1万2,000円

2 広告料は、当該広告が掲載される広報白河の発行日前の市長が指定する期日

までに納付しなければならない。

(広告掲載の申請)

第5条 広報白河に広告の掲載を希望する者は、広告掲載申請書(第1号様式)に広告原稿を添付して市長に申請しなければならない。

(広告掲載の決定)

第6条 市長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査の上、広告の掲載の可否を決定し、広告掲載決定通知書(第2号様式)又は広告不掲載決定通知書(第3号様式)により通知するものとする。

(掲載の優先順等)

第7条 広告を掲載しようとするものの数が広告の枠数を超える場合は、次に掲げる順位により決定するものとする。ただし、考慮すべき事情がある場合はこの限りでない。

(1) 第1順位 国、地方公共団体、公共的団体等の広告

(2) 第2順位 公共性のある事業所、企業等の広告

(3) 第3順位 前2号に掲げるもの以外のもの

2 前項の場合において、同一の順位の中で広告の枠数を超える場合は、抽選により決定するものとする。

(広告料の返還)

第8条 徴収した広告料は返還しない。ただし、広告主の責に帰さない理由により広告を掲載できなかったときは、この限りではない。

(掲載の取消し)

第9条 次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載決定後であっても、広告の掲載を取り消すものとする。

(1) 倒産、破産等により広告を掲載する必要がなくなったとき、又は社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。

(2) 市長が指定する期日までに広告料の納付がないとき。

(3) 市長が指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。

(4) 第2条各号のいずれかに該当することが判明したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が広告として適当でないとき。

2 市長は、前項の規定により広告の掲載を取り消すときは、広告不掲載決定通知書により通知するものとする。

(広告主の責務)

第10条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 広告主は、第三者への権利の侵害、第三者に不利益を与える行為その他不正な行為を行ってはならない。

3 広告主は、広告を掲載する権利を第三者へ譲渡し、又は貸し付けてはならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、広報白河の広告掲載に関し必要な事項

は、別に定める。

附 則（平成17年白河市告示第3号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成17年11月7日から施行する。
（経過措置）
- 2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の広報白河広告掲載取扱要綱（昭和57年8月10日白河市制定）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成20年白河市告示第93号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月1日要綱第53号）

この要綱は、令和5年3月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

広 告 掲 載 申 請 書

年 月 日

白河市長

氏名 _____

住所 _____

「広報白河」に次のとおり広告を掲載したいので、原稿を添えて申請します。

1 掲載希望号

●希望する号の枠にチェックを入れてください。

4月号	<input type="checkbox"/>	全枠	<input type="checkbox"/>	半枠	10月号	<input type="checkbox"/>	全枠	<input type="checkbox"/>	半枠
5月号	<input type="checkbox"/>	全枠	<input type="checkbox"/>	半枠	11月号	<input type="checkbox"/>	全枠	<input type="checkbox"/>	半枠
6月号	<input type="checkbox"/>	全枠	<input type="checkbox"/>	半枠	12月号	<input type="checkbox"/>	全枠	<input type="checkbox"/>	半枠
7月号	<input type="checkbox"/>	全枠	<input type="checkbox"/>	半枠	1月号	<input type="checkbox"/>	全枠	<input type="checkbox"/>	半枠
8月号	<input type="checkbox"/>	全枠	<input type="checkbox"/>	半枠	2月号	<input type="checkbox"/>	全枠	<input type="checkbox"/>	半枠
9月号	<input type="checkbox"/>	全枠	<input type="checkbox"/>	半枠	3月号	<input type="checkbox"/>	全枠	<input type="checkbox"/>	半枠

2 その他

●広告料の支払い方法

一括前納 掲載月ごとの前納

●原稿の搬入方法

メールで送る 持参する

●校正の要・不要

掲載月ごとに要 変更があった場合のみ 不要

●会社概要

※前年度、本市の広報紙やホームページに広告掲載のあった場合は、記入不要

※ホームページのURL・パンフレット等添付可

--

●自由記述欄

--

第2号様式（第6条関係）

広告掲載決定通知書

年 月 日

様

白河市長

年 月 日付けで申請のありました広報白河の広告掲載については、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 広告を掲載する月及び掲載広告の大きさ

2 その他

第3号様式（第6条関係）

広告不掲載決定通知書

年 月 日

様

白河市長

年 月 日付で申請のありました広報白河の広告掲載については、下記の理由により掲載しないことを決定したので、通知します。

記

理由